

国立大学法人総合研究大学院大学一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法)

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

2. 本学の課題

- (1) 女性教員の割合を高める必要がある。
- (2) 事務職員の超過勤務の状況に偏りがある。
- (3) 男性の育児休業取得率を高める必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性教員の割合を30%以上とする。

【取組内容】令和8年度～

- 教員公募において女性応募者を積極的に確保するため、公募要項において人材の多様性に配慮する旨を明記する。

目標2：常勤事務職員のうち、年間超過勤務時間数が360時間を超える者を0人とする。

【取組内容】令和8年度～

- 超過勤務の状況を把握し、職員間の業務量の平準化を進めるとともに、業務のDX化を推進して業務の効率化を図る。

目標3：男性の育児休業等（育児目的休暇を含む）の取得率を50%以上とする。

【取組内容】令和8年度～

- 子の出生予定がある男性職員に対し、育児休業制度を個別周知し、取得を奨励する。
- 配偶者出産休暇及び男性の育児参加のための休暇の取得を促進する。